

名古屋市教育委員会告示第11号

博物館の登録について

博物館法（昭和26年法律第285号）第11条の規定により、次のとおり博物館の登録をしました。

令和7年3月28日

名古屋市教育委員会教育長 坪田知広

- 1 登録年月日
令和7年3月26日
- 2 登録番号
第3号
- 3 設置者の名称及び住所
公益財団法人古川知足会
名古屋市千種区池下町二丁目50番地
- 4 博物館の名称及び所在地
古川美術館
名古屋市千種区池下町二丁目50番地

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課